

令和7年 3 月 18 日

福岡県知事 殿

福岡県那珂川市仲 1-5 6

医療法人 鎮寿会

理事長 前野 博

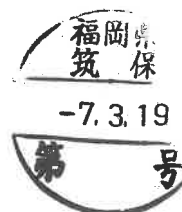
決 算 届

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

別 紙



A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

7. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 医療法第51条第2項の医療法人の場合、次の書類を添付すること。

8. 純資産変動計算書

9. キャッシュ・フロー計算書

10. 附属明細表

11. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

(注) ア. 「貸借対照表」及び「損益計算書」は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

イ. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

ウ. 「貸借対照表」の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。

エ. 「関係事業者との取引の状況に関する報告書」は、該当がない場合は「該当なし」と記載することとし、提出を省略しないこと。

オ. 医療法第51条第2項の医療法人の定義

① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人

② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10億円以上社会医療法人

③ 社会医療法人債発行人である社会医療法人

※ ①・②の基準となっている金額は、県知事に届け出た貸借対照表又は損益計算書によって判断することで足りる。

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人鎮寿会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県那珂川市仲 1 丁目 5 6 番地

(3) 設立認可年月日 平成 6 年 5 月 2 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 6 年 6 月 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
省略		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院				
診療所	前野クリニック	4 0 1 1 8 1 9 0 8 5	福岡県那珂川市仲 1 丁目 5 6 番地	
介護老人 保健施設				
介護医療院				

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ライフラインケアプランサービス 前野クリニック	福岡県那珂川市仲1丁目56番地	居宅介護支援
医療法人鎮寿会デイケア希望の実	福岡県那珂川市仲1丁目56番地	通所リハビリテーション

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 2月22日 令和 5年度決算の決定
 令和 6年12月23日 令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 鎮寿会
所在地 福岡県那珂川市仲 1 - 5 6

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	161,980 千円
2. 負 債 額	58,595 千円
3. 純 資 産 額	103,385 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	122,618
B 固 定 資 産	39,362
C 資 産 合 計 (A + B)	161,980
D 負 債 合 計	58,595
E 純 資 産 (C - D)	103,385

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 鎮寿会
所在地 福岡県那珂川市仲 1 - 5 6

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	122,618	I 流 動 負 債	4,676
II 固 定 資 産	39,362	II 固 定 負 債	53,919
1 有 形 固 定 資 産	19,089	負 債 合 計	58,595
2 無 形 固 定 資 産	150	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,122	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	94,385
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	103,385
資 産 合 計	161,980	負債・純資産合計	161,980

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 鎮寿会
所在地 福岡県那珂川市仲 1 - 5 6

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	93,632
2 事 業 費 用	90,015
本来業務事業利益	3,617
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	15,031
2 事 業 費 用	15,616
附帯業務事業損失	585
事 業 利 益	3,032
II 事 業 外 収 益	421
III 事 業 外 費 用	538
経 常 利 益	2,914
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	2,914
法 人 税 等	499
当 期 純 利 益	2,415

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名	医療法人 鎮寿会	※医療法人整理番号					
所在地	福岡県那珂川市仲1-56						

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 鎮寿会

理事長 前野 博 殿

私は、医療法人鎮寿会の令和6年会計年度（令和 6年 1月 1日から令和 6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 2月 26 日

医療法人 鎮寿会

監事 兼田 康文